



【別紙5不開示理由1関係の目次】

(別紙5) 通し番号1-1	204
(別紙5) 通し番号1-2	208
(別紙5) 通し番号1-3	213
(別紙5) 通し番号1-4	218
(別紙5) 通し番号1-5	233
(別紙5) 通し番号1-6	238
(別紙5) 通し番号1-7	263
(別紙5) 通し番号1-8	266
(別紙5) 通し番号1-9	269
(別紙5) 通し番号1-10	272
(別紙5) 通し番号1-11	275
(別紙5) 通し番号1-12	278
(別紙5) 通し番号1-13	281
(別紙5) 通し番号1-13-2	284
(別紙5) 通し番号1-14	285
(別紙5) 通し番号1-15	288
(別紙5) 通し番号1-16	297
(別紙5) 通し番号1-17	301
(別紙5) 通し番号1-18	307
(別紙5) 通し番号1-19	322
(別紙5) 通し番号1-20	327
(別紙5) 通し番号1-21	332
(別紙5) 通し番号1-22	336
(別紙5) 通し番号1-23	340
(別紙5) 通し番号1-24	345

(別紙5) 通し番号 1-25	350
(別紙5) 通し番号 1-26	357
(別紙5) 通し番号 1-27	377
(別紙5) 通し番号 1-28	381
(別紙5) 通し番号 1-29	386
(別紙5) 通し番号 1-30	390
(別紙5) 通し番号 1-31	399
(別紙5) 通し番号 1-32	404
(別紙5) 通し番号 1-33	408
(別紙5) 通し番号 1-34	415
(別紙5) 通し番号 1-34-2	419
(別紙5) 通し番号 1-35	420
(別紙5) 通し番号 1-36	424
(別紙5) 通し番号 1-37	428
(別紙5) 通し番号 1-38	431
(別紙5) 通し番号 1-39	439
(別紙5) 通し番号 1-40	449
(別紙5) 通し番号 1-41	457
(別紙5) 通し番号 1-42	464
(別紙5) 通し番号 1-43	469
(別紙5) 通し番号 1-44	473
(別紙5) 通し番号 1-45	478
(別紙5) 通し番号 1-46	485
(別紙5) 通し番号 1-47	493
(別紙5) 通し番号 1-48	498
(別紙5) 通し番号 1-49	502

(別紙5) 通し番号1-50	506
(別紙5) 通し番号1-51	511
(別紙5) 通し番号1-52	516
(別紙5) 通し番号1-53	520
(別紙5) 通し番号1-54	526
(別紙5) 通し番号1-55	530
(別紙5) 通し番号1-56	535
(別紙5) 通し番号1-57	544
(別紙5) 通し番号1-58	547
(別紙5) 通し番号1-59	553
(別紙5) 通し番号1-60	558
(別紙5) 通し番号1-61	561
(別紙5) 通し番号1-62	564
(別紙5) 通し番号1-63	572
(別紙5) 通し番号1-64	578
(別紙5) 通し番号1-65	582
(別紙5) 通し番号1-66	586
(別紙5) 通し番号1-67	600
(別紙5) 通し番号1-68	607
(別紙5) 通し番号1-69	611
(別紙5) 通し番号1-70	632
(別紙5) 通し番号1-71	641
(別紙5) 通し番号1-72	647
(別紙5) 通し番号1-73	651
(別紙5) 通し番号1-74	656
(別紙5) 通し番号1-75	659

(別紙5) 通し番号1-76	667
(別紙5) 通し番号1-77	672
(別紙5) 通し番号1-78	678
(別紙5) 通し番号1-79	690
(別紙5) 通し番号1-80	696
(別紙5) 通し番号1-81	699
(別紙5) 通し番号1-82	703
(別紙5) 通し番号1-83	706
(別紙5) 通し番号1-84	709
(別紙5) 通し番号1-85	712
(別紙5) 通し番号1-86	715
(別紙5) 通し番号1-87	718
(別紙5) 通し番号1-88	724
(別紙5) 通し番号1-89	728
(別紙5) 通し番号1-90	731
(別紙5) 通し番号1-91	735
(別紙5) 通し番号1-92	756
(別紙5) 通し番号1-93	760
(別紙5) 通し番号1-94	767
(別紙5) 通し番号1-95	777
(別紙5) 通し番号1-96	787
(別紙5) 通し番号1-97	794
(別紙5) 通し番号1-99	803
(別紙5) 通し番号1-100	809
(別紙5) 通し番号1-101	812
(別紙5) 通し番号1-102	815

(別紙5) 通し番号1-103	820
(別紙5) 通し番号1-104	824
(別紙5) 通し番号1-105	827
(別紙5) 通し番号1-106	831
(別紙5) 通し番号1-109	834
(別紙5) 通し番号1-110	845
(別紙5) 通し番号1-111	848
(別紙5) 通し番号1-112	852
(別紙5) 通し番号1-113	856
(別紙5) 通し番号1-114	861
(別紙5) 通し番号1-115	870
(別紙5) 通し番号1-116	874
(別紙5) 通し番号1-117	887
(別紙5) 通し番号1-118	903
(別紙5) 通し番号1-119	918
(別紙5) 通し番号1-120	930
(別紙5) 通し番号1-121	935
(別紙5) 通し番号1-122	939
(別紙5) 通し番号1-123	947
(別紙5) 通し番号1-124	957
(別紙5) 通し番号1-125	966
(別紙5) 通し番号1-126	972
(別紙5) 通し番号1-127	976
(別紙5) 通し番号1-128	987
(別紙5) 通し番号1-129	997
(別紙5) 通し番号1-130	1005

(別紙5) 通し番号1-131	1011
(別紙5) 通し番号1-132	1017
(別紙5) 通し番号1-133	1020
(別紙5) 通し番号1-134	1032
(別紙5) 通し番号1-135	1038
(別紙5) 通し番号1-136	1042
(別紙5) 通し番号1-137	1048
(別紙5) 通し番号1-138	1058
(別紙5) 通し番号1-140	1061
(別紙5) 通し番号1-141	1067
(別紙5) 通し番号1-142	1080
(別紙5) 通し番号1-143	1086
(別紙5) 通し番号1-144	1089
(別紙5) 通し番号1-145	1094
(別紙5) 通し番号1-146	1100
(別紙5) 通し番号1-147	1103
(別紙5) 通し番号1-148	1110
(別紙5) 通し番号1-149	1115
(別紙5) 通し番号1-149-2	1120
(別紙5) 通し番号1-150	1124
(別紙5) 通し番号1-151	1131
(別紙5) 通し番号1-152	1155
(別紙5) 通し番号1-153	1161
(別紙5) 通し番号1-154	1165
(別紙5) 通し番号1-155	1177
(別紙5) 通し番号1-156	1184

(別紙5) 通し番号1-157	1188
(別紙5) 通し番号1-158	1196
(別紙5) 通し番号1-159	1207
(別紙5) 通し番号1-160	1211
(別紙5) 通し番号1-161	1215
(別紙5) 通し番号1-162	1219
(別紙5) 通し番号1-163	1223
(別紙5) 通し番号1-164	1227
(別紙5) 通し番号1-165	1230
(別紙5) 通し番号1-166	1234
(別紙5) 通し番号1-167	1237
(別紙5) 通し番号1-168	1242
(別紙5) 通し番号1-169	1245
(別紙5) 通し番号1-170	1248
(別紙5) 通し番号1-171	1255
(別紙5) 通し番号1-172	1258
(別紙5) 通し番号1-173	1264
(別紙5) 通し番号1-174	1268
(別紙5) 通し番号1-175	1276
(別紙5) 通し番号1-176	1285
(別紙5) 通し番号1-177	1289
(別紙5) 通し番号1-178	1293
(別紙5) 通し番号1-179	1306
(別紙5) 通し番号1-180	1314
(別紙5) 通し番号1-181	1318
(別紙5) 通し番号1-182	1322

(別紙5) 通し番号1-183	1329
(別紙5) 通し番号1-184	1332
(別紙5) 通し番号1-185	1338
(別紙5) 通し番号1-186	1342
(別紙5) 通し番号1-187	1349
(別紙5) 通し番号1-188	1355
(別紙5) 通し番号1-189	1361
(別紙5) 通し番号1-190	1367
(別紙5) 通し番号1-191	1371
(別紙5) 通し番号1-192	1376
(別紙5) 通し番号1-193	1382
(別紙5) 通し番号1-194	1389
(別紙5) 通し番号1-195	1400
(別紙5) 通し番号1-196	1404
(別紙5) 通し番号1-197	1408
(別紙5) 通し番号1-198	1413
(別紙5) 通し番号1-199	1418
(別紙5) 通し番号1-200	1428
(別紙5) 通し番号1-201	1435
(別紙5) 通し番号1-202	1451
(別紙5) 通し番号1-203	1459
(別紙5) 通し番号1-204	1462
(別紙5) 通し番号1-205	1467
(別紙5) 通し番号1-206	1480
(別紙5) 通し番号1-207	1486
(別紙5) 通し番号1-208	1494

(別紙5) 通し番号1-209	1497
(別紙5) 通し番号1-210	1502
(別紙5) 通し番号1-211	1512
(別紙5) 通し番号1-212	1528
(別紙5) 通し番号1-213	1534
(別紙5) 通し番号1-214	1548
(別紙5) 通し番号1-215	1553
(別紙5) 通し番号1-216	1560
(別紙5) 通し番号1-217	1563
(別紙5) 通し番号1-218	1568
(別紙5) 通し番号1-219	1573
(別紙5) 通し番号1-220	1576
(別紙5) 通し番号1-221	1581
(別紙5) 通し番号1-222	1585
(別紙5) 通し番号1-223	1588
(別紙5) 通し番号1-224	1593
(別紙5) 通し番号1-225	1597
(別紙5) 通し番号1-226	1601
(別紙5) 通し番号1-227	1605
(別紙5) 通し番号1-228	1609
(別紙5) 通し番号1-229	1614
(別紙5) 通し番号1-230	1620
(別紙5) 通し番号1-231	1625
(別紙5) 通し番号1-232	1630
(別紙5) 通し番号1-233	1634
(別紙5) 通し番号1-234	1639

(別紙5) 通し番号1-235	1643
(別紙5) 通し番号1-236	1647
(別紙5) 通し番号1-237	1651
(別紙5) 通し番号1-239	1655
(別紙5) 通し番号1-240	1660
(別紙5) 通し番号1-241	1669
(別紙5) 通し番号1-242	1674
(別紙5) 通し番号1-243	1678
(別紙5) 通し番号1-244	1682
(別紙5) 通し番号1-245	1687
(別紙5) 通し番号1-246	1690
(別紙5) 通し番号1-247	1693
(別紙5) 通し番号1-248	1701
(別紙5) 通し番号1-250	1702
(別紙5) 通し番号1-251	1709
(別紙5) 通し番号1-252	1734
(別紙5) 通し番号1-253	1747
(別紙5) 通し番号1-254	1753
(別紙5) 通し番号1-255	1756
(別紙5) 通し番号1-256	1763
(別紙5) 通し番号1-257	1767
(別紙5) 通し番号1-258	1787
(別紙5) 通し番号1-259	1802

(別紙5) 通し番号1-1

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-1の文書(文書624)は、昭和27年10月30日付け及び同年11月19日付けで下関入国管理事務所長が作成した「拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」及び「拿捕漁船(最上丸, 京志丸)引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」と題する文書であり、わが国が拿捕した韓国籍漁船の引き取りを韓国政府に要請していることについて、日本政府の対応等に関する上記入国管理事務所内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

このうち不開示部分は、17ページ(ー17ー)の「韓国船主代表宛の『保管費支払請求書』と題する書面」中の2行目から6行目までの6か所(なお、最終行に記載された韓国船主代表の氏名及びその前段記載の請求者の氏名及び「長崎県壱岐郡」以下の肩書地の不開示部分は情報公開法5条1号による不開示部分である。)であり、いずれも、拿捕した韓国籍漁船「最上丸」の引取りに伴い支払を請求する保管費用等の経費の金額が記録されている。

(乙A179)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-1の文書の不開示部分に記載された各情報は、拿捕した韓国籍漁船の拿捕、引き渡しに伴って生じた保管費用等に関する具体的な数値であり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で、日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するという事案も発生しており、その場合、北朝鮮当局との間において、検挙した漁船の引き渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できないことから、上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば、上記請求金額の試算に関す

る見積り等も露見することとなるため、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A179）によれば、通し番号1-1の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

保管費支払請求書

一 ■■■不開示部分■■■

ただし、最上丸保管費用

機関取り外し費用

■■■不開示部分■■■

機関運搬費（西唐津まで）

■■■不開示部分■■■

保管費各月■■■不開示部分■■■

■■■不開示部分■■■

右請求致します。

昭和27年3月27日

長崎県壱岐郡●●●

●●●

韓国船主代表

●●●●殿

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-1の文書の不開示部分に記録されている情報は、拿捕した韓国籍漁船「最上丸」の引取りに伴い支払を請求した保管費用等の経費の具体的金額であるとする推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-1の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年当時、拿捕した船舶の保管等に現に要した経費等の具体的金額にすぎないから、その後の経済情勢の変化等、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、今後海上保安庁が北朝鮮籍の漁船を検挙した場合に、その引渡しに関して北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-1の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

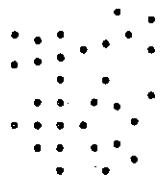
(2) 小括

したがって、通し番号1-1の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-1の文書の不開示部分に記録されて

いる情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。



(別紙5) 通し番号1-2

第1 前提事実(各論)

通し番号1-2の文書(文書638)は、昭和37年12月25日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)」と題する文書であり、同年7月に開催された日韓外相会談を踏まえ、日韓国交正常化に向けて、日本政府としての対応を外務省内で検討した経過等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 2ページから7ページまで(一1-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これには、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題及び船舶問題に関する日本政府の対応について外務省内で検討した経過及びそれに対する評価等が記録されている。

- ② 8ページ(一2-)上から9行分(以下「不開示部分②」という。)

これには、過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について、サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見、想定される国内への影響及びそれへの対応策が記録されている。

(乙A180)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓会談における財産・請求権問題、特に、韓国に拿捕された日本漁船の返還請求に関して関係各省が提示した具体的な解決策若しくは見解及びそれに対する外務省の評価であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続

しており、その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得るところ、当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかであるため、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A180）によれば、通し番号1-2の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1. 本件については、去る3月の外相会談の際小坂大臣より、双方の法律上の主張に大きな距たりがありまた事実関係の確認も極めて困難なので、政治的な解決を図ることが適当であるとする旨発言、崔長官も特に異

論を唱えなかった経緯があり、さらに、最近に至って、大平・金会談その他の機会に、我が方より、韓国側の韓国置籍船及び置水船返還要求に応ずる国際法上の義務はないとの日本側見解を伝え、かつ、今般韓国に対し巨額の無償、有償供与を行うことになるのにも鑑み、一般請求権問題解決と同時に、船舶問題の最終的解決をも確認することを提案するとともに、韓国側が同提案に同意することを条件として、我が方も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないこととすることを考慮する旨示唆している。

■■■不開示部分①■■■

3. ■■■不開示部分②■■■

よって、この際は、日韓会談早期妥結の方針にも鑑み、「韓国側が一般請求権問題解決と同時に船舶問題の最終的解決をも確認することを条件として、日本側も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないことに同意する」という方式（一種の相殺方式であるが、相殺という表現も極力避けるのが適当である）により本件を大局的、政治的見地から妥結させることに政府部内の見解を統一することが適当と認められる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-2の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和37年当時、船舶問題の解決方策として、「韓国側が一般請求権問題解決と同時に船舶問題の最終的解決をも確認することを条件として、日本側も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないことに同意する」という方式を採用すべきとするに至った外務省内で検討した理由等

(イ) 不開示部分②

昭和37年当時における過去に韓国に拿捕された日本漁船についての

請求権の取扱方針について、サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見、想定される国内への影響及びそれへの対応策

ウ そうであるとすれば、通し番号1-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、日本政府部内で検討された船舶問題の解決方策等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において船舶問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-2の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-2の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-3

第1 前提事実(各論)

通し番号1-3の文書(文書639)は、昭和39年付けで外務省が作成した「日韓会談における船舶問題の処理方針(案)」と題する文書であり、韓国による日本漁船の拿捕問題について、日韓双方の主張、今後の処理方針について外務省の見解及び関係各省の対立的見解等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、6ページから12ページまで(一5-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、通し番号1-2の文書の不開示部分と同一内容であり、過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について、サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見、想定される国内への影響及びそれへの対応策が記録されている。

(ZA181)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、今後の北朝鮮との国交正常化交渉においては、個別の懸案を個々に精査していくこととなる可能性は否定できず、その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得るところ、当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり、我が国は、北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性があるため、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A181)によれば、通し番号1-3の文書の不開示部分の直前の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1. 双方主張の要点

(1) 韓国側要求

韓国側はかねて(イ)1945年8月9日現在朝鮮に登録された全ての日本船舶(いわゆる置籍船)及び(ロ)同日現在又は以後韓国水域に所在したところのある全ての日本船舶(いわゆる置水船)の返還を主張しているが、このうち(イ)につき韓国側提出したリストの合計は645隻76655トンとなっている。(韓国側は最近では(ロ)の主張をほとんど行っていない。)

これに対し、日本側は、韓国側の本件返還請求は法律的に成り立たず、況して請求権解決として巨額の経済協力の供与を約束した現在、そのほかに更に船舶の提供等とうてい考えられないと主張している。

(ちなみに、(イ)につき韓国側が提出したリストに記載された船舶中、日本側で確認できたものは、商船、漁船合わせて約6000トン、

その価格は数百万ドル程度である。)

(2) 日本側要求

日本側はかねて(ハ)終戦直後韓国へ貸与した元朝鮮郵船KK所属の船舶5隻及び(ニ)韓国に拿捕され未帰還の日本漁船(平和条約発効前9隻, 同発効後現在までに172隻)の返還を主張している。

これに対し, 韓国側は, (ハ)については韓国置籍船であるとの理由から, また, (ニ)については李ラインは国際法上合法であるとの立場から, 日本側の返還請求には応じられないと主張している。

(ちなみに, 日本側の試算によれば, 拿捕漁船全部を新たに建造するためには1000万ドル以上を要し, また, 船体, 船具, 没収された漁獲物, 見舞金, 得べかりし収益額等を合計すれば約2000万ドルに達する。)

2. 今後の処理方針

今次日韓会談においては, 全ての懸案を一括解決するとの基本方針があり, 政府としてもこれを内外に宣明している以上, 船舶問題についても, 平和条約発行後の拿捕日本漁船に伴う請求権も含めて, 全て解決しておく必要がある。

日本側としては, 当面の交渉においては, 上記1(2)の日本側主張を引き続き堅持することとするが, 漁業問題はじめ各懸案の討議が煮詰まり会談の全般的な妥結時期が迫った際の政治会談においては, 韓国側が一般請求権問題の最終的解決によって船舶問題も同時に完全かつ最終的に解決したことを確認することを条件として, 日本側も拿捕漁船に対する返還請求を今後主張しないことを約束し, これをもって日韓会談の船舶問題を全て解決するのが大局的見地からみて唯一の現実的な解決方策であると認められる。(これは一種の相殺方式のごとくであるが, 韓国の対日船舶請求権は法律的に根拠のないものであるから本来相殺という

ことはあり得ないので、相殺という表現は避けるべきである。)

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和39年当時、船舶問題の解決方策として、「当面の交渉においては、従前の主張を引き続き堅持する一方で、漁業問題はじめ各懸案の討議が煮詰まり会談の全般的な妥結時期が迫った際の政治会談においては、韓国側が一般請求権問題の最終的解決によって船舶問題も同時に完全かつ最終的に解決したことを確認することを条件として、日本側も拿捕漁船に対する返還請求を今後主張しないことを約束し、これをもって日韓会談の船舶問題を全て解決する」との方針を採用すべきとするに至った外務省内で検討した理由等であり、具体的には、過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について、サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見、想定される国内への影響及びそれへの対応策を含むものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和39年当時、日本政府部内で検討された船舶問題の解決方策等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で船舶問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-3の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-3の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-4

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-4の文書(文書374)は、大蔵省(当時)及び外務省等が作成した内部文書であり、日韓間の財産・請求権問題について、日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、上記関連資料として、韓国の個人又は法人が保有していた日本の有価証券の具体的な金額、韓国で焼却された日銀券の金額、被徴用者の人数等、請求権金額の算出の基礎となり得る具体的な数値が記録されている。

- ① 12ページ(以下「不開示部分①」という。)
- ② 13ページ(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 14ページ(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 15ページ(以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 16ページ直後の1枚(以下「不開示部分⑤」という。)
- ⑥ 19ページ(以下「不開示部分⑥」という。)
- ⑦ 22ページ(以下「不開示部分⑦」という。)
- ⑧ 25ページ(以下「不開示部分⑧」という。)

(乙A21)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号1-4の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓会談における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的な数値であり、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に

記載したものであるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見することとなり、今後の日本政府の北朝鮮との交渉において、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測させることになり、日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する再反論

ア 対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって、不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず、また、韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。そもそも、個々の文書の価値や重要性は、それぞれ当該文書を保有する各国政府毎に判断されるものであり、他国が開示した文書であっても、日本政府に係る文書を開示することには、独自の意味あいを持ち得るから、仮に、原告らの主張のとおり通し番号1-4の文書と全く同一の文書が韓国政府によって既が開示されていたとしても、我が国が国交正常化交渉を行う北朝鮮からすれば、同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異がある。

イ また、通し番号1-4の文書の不開示部分には、韓国の個人又は法人が保有していた日本の有価証券の具体的な金額、韓国で焼却された日銀券の金額、被徴用者の人数等、請求権金額の算出の基礎となり得る情報が記録されているから、原告らの主張(1)をもって不開示理由は否定されない。

2 原告らの主張の要旨

(1)ア 通し番号1-4の文書は、「外務省」の表題の後、資料のタイトルである「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と記載され、不開示部分である表の右肩部分には、「昭和37年1月23日」の日付と「北東アジア課」という記載があり、不開示情報である表の下部に「厚生省援護局調査によ

る」との記載がある。当該表とタイトルを見れば、不開示情報の具体的な内容は、日本陸軍・海軍における朝鮮人軍人軍属について、その復員数と死亡者数をまとめた表であることがわかる。

これに対し、通し番号1-205の文書（文書1744。乙A338）の不開示部分である8枚目（甲143の2〔8枚目〕）も、厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」であるが、通し番号1-4の文書の25枚目と異なり、表の中の身分事項である「軍人」「軍属」と「計」の部分は開示されているところ、通し番号1-4の文書と通し番号1-205の文書の体裁及び作成時期を比較すれば、通し番号1-4の文書の不開示部分の表は、通し番号1-205の文書の上記不開示部分の情報を基に作成されたものと認められる。

イ この点、韓国で公開された韓日会談関連文書中の日本語で作成された資料（27巻の258枚目。甲143の6）は、日韓会談中に日本から公開された資料であり、「朝鮮関係軍人軍属数」として、通し番号1-4の文書の上記不開示部分及び通し番号1-205の文書の上記不開示部分である表と同じ表が記載され、同表の下部の注記には「注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。」「2. 本計数には日本在住者を含む。」と記録されているところ、その数値及び注記の内容は、通し番号1-201の文書（文書1736）の33枚目の表（甲143の7、乙A336）に「軍人軍属（37年2月厚生省調）」として「軍人」「軍属」の区別の下に記載された「復員」数及び「死亡」数及び注記と同一である。

また、通し番号1-201の文書の上記表の数値は、厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」（甲143の2）記載の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

ウ 以上によれば、通し番号1-4の文書の不開示部分は、通し番号1-205の文書の不開示部分と同じであり、これらの不開示部分に記録されている情報は、既に日本と韓国で公開されている情報とすることができる。

- (2) 被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側公開文書による具体的数値の公表、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、韓国によって開示された情報が完全に一致するものでなく、開示した当事者がどの国かによって差異を生じる旨の被告の上記主張を踏まえても、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 通し番号1-4の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A21)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「日本有価証券調書」と題する表形式の文書にあり、「種類」、「所有者」、「登録」、「現物」、「合計」欄の具体的記録内容部分が不開示部分とされている。

b 不開示部分②

不開示部分②は、「April 22, 1946」との書き出しの文書にあり、その直前の記載は、下記のとおりである。

記

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from April 2nd to April 26th, 1946, at the furnaces of the Bank of Chosen of the Capital Building and of the M. G. Publishing House, Located in Seoul, Korea;

■■■不開示部分②■■■

c 不開示部分③

不開示部分③は、「November 14, 1947」との書き出しの文書にあり、不開示部分の前の記載は、下記のとおりである。

記

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th, 1947, at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing House, Located in Seoul, Korea;

■■■不開示部分③■■■

d 不開示部分④

不開示部分④は、「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書にあり、その直前の記載は、下記のとおりである。

記

3. In March 1946, an official of Bank of Japan accompanied by an Army Officer came to Korea and burned Bank of Japan notes amounting to ■■■不開示部分④■■■

e 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、全部不開示である。

f 不開示部分⑥

不開示部分⑥は、「被徴用者数」と題する文書にあり、「労務者」、「軍人、軍属」、「合計」欄の具体的記録内容が不開示部分とされている。なお、当該表の次ページには、被徴用者数関係資料として、日本厚生省発表被徴用者数関係統計、日本厚生省援護庁「引揚援護記録」等が掲げられている。

g 不開示部分⑦

不開示部分⑦は、「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と題する文書であって「(as of June 30, 1949)」と記録されているものにあり、その直前の記載は、下記のとおりであり、「Classification」、「Number of item」、「Amount」欄の具体的記録部分が不開示部分とされている。

記

1. Amount of yen currency held in custody by the customs for the repatriated Koreans

(as of June 30, 1949)

h 不開示部分⑧

不開示部分⑧は、北東アジア課が作成した昭和37年1月23日付け「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する文書であり、その周辺の記載は、下記のとおりである（なお、不開示部分は、下記の■の部分である。）。

記

身分	復員	死亡	計
陸	■	■	■

軍	
海	
軍	
合	
計	

厚生省援護局調査による

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号 1-113 の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 36 年 12 月 21 日付け「第 6 次日韓全面会談の一般請求権小委員会第 8 回会合」と題する内部文書）の一部開示部分には、次の文書が韓国側から日本側に提出された資料として添付されている（乙 A 260 [-22-以下]）。なお、これらの文書は、その体裁、記録内容及び綴り順序等に鑑みると、次のとおり不開示部分①、不開示部分②、不開示部分③、不開示部分④、不開示部分⑦に関する文書と同一のもの又は実質的に同一のものであると推認することができる。なお、通し番号 1-113 の文書には、下記のほか、日本銀行券等立会焼却額、日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面が韓国側からの提出資料として添付されている（乙 A 260）。

(a) 「日本有価証券調書」と題する文書

不開示部分①に関する文書に対応するもの

(b) 「April 22, 1946」との書き出しの文書

不開示部分②に関する文書に対応するもの

(c) 「November 14, 1947」との書き出しの文書

不開示部分③に関する文書に対応するもの

- (d) 「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書

不開示部分④に関する文書に対応するもの

- (e) 「被徴用者数」と題する文書（ただし、これは韓国側の調査結果によるものである。）

- (f) 「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と題する文書であって「(as of June 30, 1949)」と記録されているもの

不開示部分⑦に関する文書に対応するもの

- b (a) 通し番号 1-200 の文書には、下記のとおり記録されている (乙A336 [-33-])。

記

軍人軍属 (37年2月厚生省調)

	復員	死亡	計
軍人	110,116	6,178	116,294
軍属	110,043	16,004	126,047
計	220,159	22,182	242,341

(注) 1 全鮮分の数字

2 日本在住者を含む。

- (b) 通し番号 1-69 の文書には、下記のとおり記録されている (乙A108 [-131-])。

記

第16表 日本側提示 朝鮮人軍人軍属

復員及び死亡統計表 (1962年2月)

(厚生省援護局)

身分	総数	復員	死亡
----	----	----	----

総	軍人	116,294	110,116	6,178
	軍属	126,047	110,043	16,004
計	計	242,341	220,159	22,182
陸	軍人	94,978	89,108	5,870
	軍属	48,395	45,404	2,991
軍	計	143,373	134,512	8,861
海	軍人	21,316	21,008	308
	軍属	77,652	64,639	13,013
軍	計	98,968	85,647	13,321

(ウ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、次の文書がある（甲143の6、144）。

a 「November 14, 1947」との書き出しの文書

これには、要旨下記のとおり記録されている（甲144）。

記

The undersigned, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th, 1947, at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing House, Located in Seoul, Korea;

1. The Bank of Japan Notes..... 239,905,979.00yen

2. Japanese Government Currency Notes.....

11,300,042.90yen

3. Japanese Military Currencies..... 23,805.00yen

4. The Central Reserve Bank of China Notes

yen value..... 43,506,61yen

For The U.S.A Military Government in Korea:

For The Central Headquarters, SCAP:

For The Bank of Chosun: (Soon Ju Chai, Director)

For The Bank of Japan: (F. Nakajima, Chief,

General Managing Session,

Issue De○○.)

b 「朝鮮関係軍人軍属数」と題する文書

これには、要旨下記のとおり記録されている（甲143の6，甲144.[16ページ]）。

記

身分	復員	死亡	計
陸軍人	89,108	5,870	94,978
軍属	45,404	2,991	48,395
軍計	134,512	8,861	143,373
海軍人	21,008	308	21,316
軍属	64,639	13,013	77,652
軍計	85,647	13,321	98,968
合軍人	110,116	6,178	116,294
軍属	110,043	16,004	126,047
計計	220,159	22,182	242,341

注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。

2. 本計数には日本在住者を含む。

- (エ) 昭和37年2月13日、第六次日韓会談の一般請求権省委員会の徴用者関係等専門委員会第1回会合が開催されたところ、同会合において、日本側は、韓国側に対し、朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側資料（別添1）を提出し、先に提出された韓国側の数字（別添2）と相当食い違いがあることを指摘した。

なお、上記別添1の文書は、同会合記録である通し番号1-117の文書において全部不開示とされ、上記別添2の文書（これは、通し番号1-69の文書（乙A108[-131-]）及び通し番号1-118（乙A260[-32-]）の文書で開示されているものと同一である。）は開示されている。

イ 前提事実及び上記アの事実によれば、通し番号1-4の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-113の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「日本有価証券調書」と題する文書に記録されている数値等と同一のもの

(イ) 不開示部分②

通し番号1-113の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「April 22, 1946」との書き出しの文書に記録されている内容と同一のもの

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-113の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「November 14, 1947」との書き出しの文書に記録されている内容及び上記ア(ウ)で認定した韓国側開示文書に記録されている内容と同一である下記の文言

記

1. The Bank of Japan Notes..... 239, 905, 979. 00yen
2. Japanese Government Currency Notes.....
11, 300, 042. 90yen
3. Japanese Military Currencies..... 23, 805. 00yen
4. The Central Reserve Bank of China Notes

yen value.....43,506,61yen

For The U. S. A Military Government in Korea:

For The Central Headquarters, SCAP:

For The Bank of Chosun: (Soon Ju Chai, Director)

For The Bank of Japan: (F. Nakajima, Cheif,

General Managing Session,

Issue De○○.)

(エ) 不開示部分④

通し番号 1-113 の文書で開示されている上記ア(イ) a で認定した「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書に記録されている内容と同一のもの

(オ) 不開示部分⑤

通し番号 1-113 の文書で開示されている上記ア(イ) a で認定した「日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面」に記録されている内容と同一のもの（不開示部分⑤については，全部開示とされているが，㊦ 通し番号 1-113 の文書に添付されている「FOR THE COMMANDING GENERAL」との書き出しの文書及び「APO 500」と題する文書は，その外形上一連の文書と推認されるところ，通し番号 1-4 の添付されている文書では上記各文書の間不開示部分⑤に相当する文書が入っていること，他方，㊧ 通し番号 1-4 の文書には，通し番号 1-113 の文書に添付されている韓国側提出資料が全て添付されているにもかかわらず，上記ア(イ) a で認定した「日本銀行券等立会焼却額，日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面」のみが通し番号 1-4 の文書の一部不開示部分に存在しないこと等に

照らすと、不開示部分⑤は、上記ア(イ) a で認定した「日本銀行券等立会焼却額、日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面」に記録されている内容であると推認することができる。)

(カ) 不開示部分⑥

通し番号 1-113 の文書で開示されている上記ア(イ) a' で認定した「被徴用者数」と題する文書又は通し番号 1-117 の文書で不開示とされている上記ア(エ)で認定した別添 1 の文書に記録されている数値等と同一のもの（なお、上記別添 1 の文書は、日本側が韓国側に提示した文書であり、上記ア(ウ)のとおり、日本側が韓国側に提示した文書の内容が韓国側開示文書として開示されていることに照らすと、上記別添 1 の文書も韓国側開示文書として既に公にされているものと推認することができる。)

(キ) 不開示部分⑦

通し番号 1-113 の文書で開示されている上記ア(イ) a で認定した「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と題する文書であって「(as of June 30, 1949)」と記録されているもの

(ク) 不開示部分⑧

上記ア(ウ)で認定した韓国側開示文書に掲げられた表と同一の内容である下記の表（なお、その数値は、通し番号 1-69 の文書の一部開示部分と同一である。)

記

身 分		復 員	死 亡	計
陸	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
軍	計	134,512	8,861	143,373

海軍人	21,008	308	21,316
軍属	64,639	13,013	77,652
軍計	85,647	13,321	98,968
合軍人	110,116	6,178	116,294
軍属	110,043	16,004	126,047
計計	220,159	22,182	242,341

ウ そうであるとすれば、通し番号1-4の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、不開示部分①から不開示部分⑦までに係るものは、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

また、不開示部分⑧に係るものは、日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たる

と推認することができたとしても、このような事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

エ 以上によれば、通し番号1-4の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされておらず、又は、仮に被告において上記の主張立証がされているとみたとしても、当該情報を不開示情報に当たるとした外務大臣の判断には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-4の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2. 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-4の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-5

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-5の文書(文書375)は、次の文書によって構成されており、財産・請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、外務省内で事情分析及び検討を行った経過等が具体的に記録されている。

(1) 昭和37年2月7日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件」と題する法務省民事局第五課長宛の照会文書

(2) 昭和37年2月28日付け同課長作成の上記照会に対する回答文書

(3) 昭和37年2月15日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「移入朝鮮人労働者数把握に関し協力方依頼の件」と題する警察庁警備局外事課長宛て照会文書

(4) 昭和37年2月15日付け外務省アジア局長作成の「日韓会談の請求権問題に関し協力方依頼の件」と題する労働省職業安定局長宛て照会文書

(5) 昭和37年2月27日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「帰国朝鮮人労働者未収金に関する件」と題する労働省労働基準局賃金課長宛て照会文書

2 通し番号1-5の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、第二次大戦後に帰国した朝鮮人労働者等の未収金に関し、昭和24年(1949年)12月21日付け大蔵省書簡に記載されていた労働省所管の未収金の総額及びその内訳の具体的な金額が記録されている。

① 8ページ(-8-)最終行の5文字, 9ページ(-9-)初行の6文字

② 9ページ(-9-)2行目の3文字, 3行目の11文字

③ 9ページ(-9-)5行目から10行目まで

(乙A182)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-5の文書の不開示部分に記載された各情報は、韓国側から請求された帰国韓国人労働者の未収金の金額に関する検討の中で、大蔵省及び労働省が把握していた情報に基づいて算出された具体的な金額であり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば、当時、我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり、未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされる。例えば、戦後帰国した朝鮮人労働者等の未収金等に関する具体的な情報は、北朝鮮が我が国に対する請求権金額を計算するに当たっての基礎情報となるものであり、これが明らかになれば、北朝鮮は、我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ、それを前提としてより有利な立場で交渉に臨むことが可能になり、わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになるから、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるため、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-5の文書の不開示部分は、前提事実(各論)1(5)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A1・82)。

記

現在行われている日韓全面会談の一般請求権小委員会の討議において、韓国側は、第2次大戦終了後帰鮮した朝鮮人労務者等の未収金として237百万円を請求し、右請求額は、1946年4月22日付け在京韓国代表部宛総司令部外交局書簡(別添1)に明示されている金額であると説明している。

一方、1949年12月21日付け総司令部宛大蔵省書簡(別添2)は、本件金額■■■不開示部分①■■■を報告しているが、同書簡4項Cにおいて労働省所管の未収金として総額■■■不開示部分②■■■を計上、その内訳として次のとおり記している。

■■■不開示部分③■■■

については、貴省において、上記係数の根拠、及び提示の経緯につき、至急調査の上回答ありたくこの段お願いする。

なお、上記大蔵省書簡には、労働省数値に関しては労働省より総司令部に対し別途報告が提出されている旨記載されているのでご参考まで。

本信写送付先 大蔵省理財局外債課

(イ) 上記(7)の「1949年12月21日付け総司令部宛大蔵省書簡(別添2)」は、同日付け「Report on the Investigation of "Claims from Korea"」と題する文書(乙A376[-63-~-66-])であると推認することができる。その内容は、別紙5(通し番号1-257)の「第3 当裁判所の判断」で説示したとおり、国立公文書館つ

つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」(②65-0001-12698)の80ページから84ページまでに記録されている内容と同一であり、上記(ア)の不開示部分に相当する部分(特に上記ア(ア)で指摘された4項のCに掲げられた金額については、84ページ参照)は、要旨下記のとおりである(甲144[-33-], 乙A376)。

記

Item	Number of case	Amount
a. Salaries and allowances	men 32,700	24,582,401.54
b. Postal Saving		9,450,428.03
c. Bank Deposits	men 300	13,456.49
d. Financial securities not yet transferred to the owner		55,448.57
e. Amounts Payable		96,741,510.90
total		110,843,254.53

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-5の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和24年(1949年)12月21日付け大蔵省書簡に記載されていた労働省所管の未収金の総額及びその内訳の具体的な金額であり、上記ア(イ)で認定した数値のような国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」(②65-0001-12698)の80~84ページに掲げられたものと同一であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-5の文書の不開示部分に記録されて

いる情報は、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得る戦後帰国した朝鮮人労働者等の未収金等に関するものであるとしても、他の行政文書の公開により既に公にされていると認められること等に照らすと、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、このような事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

エ 以上によれば、通し番号1-5の文書の不開示部分に記載されている情報については、仮に、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされているとみたとしても、当該情報を不開示情報に当たるとした外務大臣の判断には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-5の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-5の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-6の文書(文書376)は、大蔵省理財局外債課が作成した昭和37年2月26日付け「日韓関係想定問答(未定稿)」と題する文書であり、財産請求権問題に関し政府内部で想定、検討した問答内容が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 17ページ(一17一)下から2行分(以下「不開示部分①」という。)

請求権として支払い得るものは十分法的根拠があるものでなければならないという我が国の立場が具体的に記録されている。

② 23ページ(一23一)の右葉(本文43ページ)下から6行目から末行まで及び24ページ(一24一)の左葉(44ページ)初行から5行目までの合計11行分(以下「不開示部分②」という。)

韓国人個人が預け入れた郵便貯金・振替貯金・郵便為替に関する日本側の主張における具体的な金額等が記録されている。

③ 24ページの右葉(45ページ)2行目から14行目までの合計約13行分(以下「不開示部分③」という。)

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金に関する日本側の主張における韓国人個人の契約者に支払う具体的な金額等が記録されている。

④ 27ページ(一27一)の左葉(50ページ)下から4行分(以下「不開示部分④」という。)

在韓法人の在日財産返還請求問題に関する日本側の主張における在日財産清算状況に関する具体的な情報に基づく数値が記録されている。

⑤ 29ページ(一29一)の左葉(54ページ)4行目から8行目までの合計5行分(以下「不開示部分⑤」という。)

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容が記録されている。

- ⑥ 29ページ（－29－）の下3行分及び右葉（55ページ）全部（以下「不開示部分⑥」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における有価証券等に関する具体的な情報に基づく数値が記録されている。

- ⑦ 30ページ（－30－）の左葉（56ページ）下から6行目及び最終行から30ページの右葉（57ページ）7行目まで（以下「不開示部分⑦」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本系通貨に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記録されている。

- ⑧ 30ページ（－30－）下から4行目から31ページ（－31－）の左葉（58ページ）8行目まで（以下「不開示部分⑧」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人未収金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記録されている。

- ⑨ 31ページ（－31－）の右葉（59ページ）下から6行目から32ページ（－32－）の左葉（60ページ）10行目まで（以下「不開示部分⑨」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人補償金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記録されている。

- ⑩ 32ページ（－32－）の右葉（61ページ）下から9行目から最終行ま

で並びに33ページ（-33-）の左葉（62ページ）全部及び同ページの右葉（63ページ）6行目まで（以下「不開示部分⑩」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する恩給にかかる請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等が記録されている。

- ⑪ 34ページ（-34-）の左葉（64ページ）下から9行目から最終行まで及び同ページの右葉（65ページ）2行目までの合計約11行分（以下「不開示部分⑪」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する帰国韓国人寄託金に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等が記録されている。

- ⑫ 34ページ下から6行目から最終行まで及び35ページ（-35-）の左葉（66ページ）6行目まで（以下「不開示部分⑫」という。）

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本法人への請求（具体的には民間生保への請求）に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等が記録されている。

- ⑬ 37ページ（-37-）右側6箇所（以下「不開示部分⑬」という。）

日韓請求権金額精算金として大蔵省及び外務省が各試算した具体的な情報に基づく数値が記録されている。

- ⑭ 39ページ（-39-）の左葉（74ページ）下から約13行目から最終行まで及び同ページの右葉（75ページ）1行目までの14行分並びに同葉下から4行分（以下「不開示部分⑭」という。）

韓国請求権の金額の算定について、大蔵省と外務省の間で著しい相違が生じた理由について具体的情報に基づいて検討した経過等が記録されている。

- ⑮ 40ページ（-40-）左葉（76ページ）3行目以下の約1ページ分（以下「不開示部分⑮」という。）

大蔵省が試算した韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定として、具体的な情報に基づく数値が記録されている。

(乙A183)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-6の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について、具体的情報に基づいて検討した経過及びそれに基づいて試算等した具体的な数値又は金額であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれらが公となれば、当時、我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり、未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これらを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A183）によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-6の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。

a 不開示部分①

不開示部分①の直前の記載は、要旨下記のとおりである。

記

(注) 池田、朴会談について

問 昨年11月12日の池田総理と朴議長との会談において、請求権問題についていかなる合意が成立したのか。

池田総理と朴議長との会談において、朴議長は、韓国としては戦争賠償のようなものを要求しているのではなく、全て法的根拠に基づいた請求を出しているのであると述べ、池田総理からも、日本が請求権として支払い得るものは十分法的根拠のあるものでなければならないという日本側の立場を説明した。この点に池田、朴会談の合意があったわけである。そこで、結局、何が十分に法的根拠のある請求かということが問題となるわけであり、この点については一般請求権委員会における討議を通じて決まることになる。

■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③の直前の記載は、要旨下記のとおりである。

記

要綱2 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務のうち、とりあえず、逓信局分としての下記の弁済請求

(a) 郵便貯金・振替貯金・為替貯金等

- 〔(b) 国債及び貯蓄債券等は、要綱5の有価証券に含める。〕
- (c) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係
- (d) 海外為替貯金〔及び債券は要綱5の有価証券に含める。〕
- (e) 米軍布告第3号によって凍結された韓国受取金

(注) 従来は、このほか

- ① 1945年8月9日以後の在韓日本人の預金引出額
 - ② 国庫金の裏付資料のない歳出に対する韓国受取金
 - ③ 朝鮮総督府東京事務所の財産
- を挙げていたが、今回は討議留保。

A 郵便貯金・振替貯金・郵便為替

(韓国側主張)

1. 理由

韓国人個人が預入した1945年9月15日残高相当額分を韓国政府に支払うことを請求する。

2. 金額

郵便貯金韓国人分(南北とも)	1019百万円
為替貯金韓国人分(南北とも)	111百万円
郵便為替(南北とも)	67百万円
計	1197百万円

(1945年9月15日現在)

- ① 従来は、過超金残高請求の形をとっていたが、今次会談では個人預入分の請求という形になった。
- ② 韓国側は、9月15日現在の残高総額を推算し、これに日韓比(0.12対0.88と主張)を用いて上記のように算定。
- ③ 上記韓国人分には、南北鮮の区別はなく、韓国側は、南北鮮問題に触れられるのを忌避しており、以下全要綱を通じてこの

態度は一貫している。

(日本側主張)

■■■不開示部分②■■■

㊟■■■不開示部分②■■■

B 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金

(韓国側主張)

1. 理由

朝鮮簡易保険及び郵便年金特別会計から預金部に預入した1945年9月15日現在残高の韓国人分相当額の返還を請求する。

2. 金額(南北とも) 135百万円

㊟① 韓国側は、預入金推定148百万円に対し、日韓加入者比0.

09対0.91(45年8月末現在の日韓加入者月額保険料比率と主張)を用いて算定。

② 郵便貯金等と異なり、預金部預入金を挙げたのは、当該特別会計の存在した事実に着目したものと考えられる。

(日本側主張)

■■■不開示部分③■■■

c. 不開示部分④

不開示部分④の前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

要綱4 1945年8月9日現在、韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求する。

(韓国側主張)

1. 理由

① これら法人は終戦前から韓国法人であり、その在日財産は有体財産をも含めて当該法人のものであるから、その返還を請求

する。

- ② 在日財産の帰属は軍令 33 号に関係はない。ただこれら法人の日本人株式は、全て韓国にあったので、軍令 33 号で全部没収されたと考えるのが至当であって、その株式が可分性のものであるとは考えられない。

2. 金額

日本側の清算処理の説明を聞いた上で実際の請求額を決めたいとして明示せず。

(日本側主張)

下記理由から韓国側の主張は不当である。

- ① これらの法人は、地域的にも、根拠法令の上からも、日本法人であって、これらの在日財産の帰属は、私有財産尊重の原則と国際先例から判断すべきものである。
- ② しかるときは、韓国側はこれらの法人の財産が韓国側に帰属するとの主張の根拠は、軍令 33 号にあると考える他はなく、しかも、軍令は、その性格から、韓国領域外に所在する財産にまで及ぶとは考えられないから（地域論）、在日財産には及ばない。
- ③ 一方、戦後、SCANPINにより、日本側は、在日財産に関する清算を命じられており、これが整理は大部分の会社について完了している。

したがって、韓国側に返還すべきものがあるとするれば、旧韓国人株主のために留保した現金又は第二会社の株式であって、これらについては、現に保管中である。

(付) したがって、当方としては、在日財産の返還請求を前提としては、在日財産清算の状況を韓国側に説明する必要はない

と考えられるが、差し支えない限りの資料は提供することと
している。

■■■不開示部分④■■■

d 不開示部分⑤～不開示部分⑫

不開示部分⑤から不開示部分⑫までの前後の記載は、要旨下記のと
おりである。

記

要綱5 韓国法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、
公債、日銀券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求
権の弁済を請求する。具体的には、

- (1) 日本有価証券
- (2) 日本系通貨
- (3) 被徴用韓人未収金
- (4) 被徴用韓人補償金
- (5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他
- (6) 韓国人の対日本人又は法人請求

A 日本有価証券

(韓国側主張)

- 1 韓国側の列挙する種別金額は下のとおり。()内は現物
- | | |
|--------------|-----------------|
| 日本国債 | 7, 371百万円 (340) |
| 朝鮮食糧証券及び食糧証券 | 152百万円 (152) |
| 日本貯蓄券 | 18百万円 (18) |
| 政府保証社債 | 833百万円 (0.5) |
| 日本地方債 (横浜市債) | 1百万円 — |
| 日本社債 | 261百万円 (8) |
| 貯蓄及び報国債券 | 4百万円 (4) |

その他証券 92百万円 (92)

計 8,735百万円 (617)

2 上表のうち、朝鮮銀行所有国債58億円については、

① そのうち45億円は、45年8月25日に本店から東京支店に付替られたもので布告3号、軍令2号に照らして無効であり、また、これら布告・軍令に関係なしとしても、本支店間に債権債務関係を生じたので決済を要する。(要綱3(1)に掲げた事項)

② そもそも58億円の国債は、鮮銀券の発行担保であったもので、然りとすれば、これが日本側に帰属したとするならば、結局、日本は要綱1の金を無償で取得した結果となるのであって、明らかに不当である、と主張する。

(日本側主張)

1 上記有価証券のうち

① 登録分

(イ) 閉鎖機関、在外会社所有分は、登録地たる日本に所在し、在日財産であり、軍令33号もこれには及ばない(要綱4で述べたとおり。)から、返還は不要。

(ロ) 通信部所有分は、総督府財産なるが故に韓国側に帰属するというならば国際先例に反するとして反対であるし、軍令は、上記(イ)と同様効力が及ばないから、いずれにせよ返還は不要。

■■■不開示部分⑤■■■

(ハ) その他のものは、本来韓国人の所有であれば考慮する。

② 現物分

現物提示を条件に考慮

㊟ 鮮銀所有国債（全て登録）については、本文の登録分(イ)の原則で説明できるし、本支店間債権債務や鮮銀券発行担保うんぬんの理屈には、日本法人たる鮮銀の処理につき韓国側の発言する余地なきものとする。

■■■不開示部分⑥■■■

B 日本系通貨

(韓国側主張)

下記の支払を請求する。

日銀券	1, 491百万円 (焼却分)
	6百万円 (現物)
政府紙幣	23百万円 (焼却分)
	1百万円 (現物)
日本軍票	0.2百万円 (焼却分)
日銀少額紙幣	0.2百万円 (動乱中焼却)
中国儲備券	1百万円 (焼却分)
計	1, 525百万円

(日本側主張)

1 日銀行員立合で焼却したものうち、

① ■■■不開示部分⑦■■■

② 軍票、儲備券は流通地域当局との間で解決すべきで韓国側に重ねて責任を負い難い。

③ 鮮銀への寄託分は控除すべきである。

2 その他については現物確認の上考慮する。

3 ■■■不開示部分⑦■■■

C 被徴用韓人未収金

(韓国側主張)

- 1 未収金として、237百万円を請求
- 2 本件については、1950年10月21日付け司令部書簡の掲載金額をとった。（韓国側は、徴用者に軍人軍属を含む。）

（日本側主張）

■■■不開示部分⑧■■■

D 被徴用韓人補償金

（韓国側主張）

- 1 太平洋戦争前後を通じて労務者、軍人軍属として日本に徴用された韓国人の生存者、死亡者、負傷者に対する補償を請求する。

- 2 具体的な請求金額は下のとおり。

生存者	93万人@	200ドル	計186百万ドル
死亡者	7.7	@1650ドル	計128百万ドル
負傷者	2.5	@2000ドル	計50百万ドル
計			364百万ドル

- 3 上記人員数の根拠として韓国側は、戦略爆撃調査団報告書他10点の統計表を掲げている。

ちなみに	内	千人
強制徴用者	667千人	(死亡負傷 19)
軍人軍属	36.5	(死亡負傷 83)
計	1,032	(死亡負傷102)

（日本側主張）

日本側としては、当時の法的地位から、日本人と同様の取扱いを行わざるを得ない。

しかるときは、生存者への補償は行えず、死亡、負傷者に対しては、未払分ありとすれば、前項C、未収金内に計上されていた

と考えられる。

なお、軍人は、次項E、恩給の項で考慮すべきである。

■■■不開示部分⑨■■■

③ 徴用者人員数については、日本側としても資料収集に努力中であるが、的確な計数は把握し得ていない。

E 恩給その他

(1) 恩給

(韓国側主張)

1 下の金額を請求する。

	(人数)	(金額)
年金	35,120名	289百万円
一時金	20,268名	16
	55,388名	306

2 これについて、下のように補足説明している。

- ① 上記には、軍人軍属の普通恩給を含むが、傷病恩給及び遺族扶助料は、D、補償金に含ませてあるので計上していない。また、国庫支弁、地方費支弁の明細は不明であるが、1947年米軍政庁調査資料に基づいており、所属官署別は分かる。
- ② 終戦前の既裁定分及び終戦当時申請中の分につき、終戦から20年間を積算した。

(日本側主張)

1 方針としては、

■■■不開示部分⑩■■■

2 日本側積算

■■■不開示部分⑩■■■

(2) 帰国韓国人寄託金

(韓国側主張)

1 下記のとおり返還を請求する。

イ) 税関預託通貨額	10,510千円
ロ) 鮮銀券と交換した日銀券	48,714千円
ハ) 旧朝連寄託分	54,550千円
計	113,774千円

2 上記のうち、

イ)は、韓国人が戦後帰国に当たり日本税関に寄託したもので1951年9月9日付け大蔵省書簡に表示されている。

ロ)は、韓国人が帰国に当たりその持っている日銀券と交換に鮮銀券を交付したが、未決済のままとなっている。

ハ)は、旧朝連の財産が戦後日本政府に差し押えられたが、その内に含まれているはずである。

(日本側主張)

1 イ)、ロ)については事実を確認の上考慮する。

ハ)については、区分不詳であるから確認に由ないことであるが、仮にあったとしても、GHQの指令による処分であり、かつ、国家財政に収入後は、内地朝鮮人の福祉に振り向ける趣旨で支出したものであるから、重ねて責任を負う必要はない。

2 日本側積算は次のとおり

■■■不開示部分①■■■

(韓国側主張)

1 終戦まで加入していた韓国人の生命保険関係債権を清算してほしい。

具体的には、加入者の責任準備金4億3800万円(関係19社)を請求する。

2 当時半強制的に加入させられていたものであり、事実問題として国庫回復後の解決は難しいであろうから政府対政府の問題としてその際請求する。

(日本側主張)

私人対私企業の関係であり、要綱6に該当する他の事項とも関連があるので、これだけ抽出して論ずるのは妥当でない。

■■■不開示部分⑫■■■

e 不開示部分⑬

不開示部分⑬の前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

(別紙) 日韓請求権金額積算一覧表

(37. 2. 17現在)

(単位 百万円)

(要綱)	(韓国請求)	(当省試算)	(外務省試算)
I 地金銀	地金 249トン	■■■不開示部分⑬■■■	
	地銀 67トン	■■■不開示部分⑬■■■	
	(評価額1020億円)	■■■不開示部分⑬■■■	
II 逋信局関係		■■■不開示部分⑬■■■	
1 郵貯等	1197	■■■不開示部分⑬■■■	
2 簡保年金	135	■■■不開示部分⑬■■■	
3 海外為替貯金	70	■■■不開示部分⑬■■■	
4 凍結受取金	45	■■■不開示部分⑬■■■	
III 在韓法人在日財産	?	■■■不開示部分⑬■■■	
IV 対日本人(政府)請求		■■■不開示部分⑬■■■	
1 日本有価証券	8735	■■■不開示部分⑬■■■	
2 日系通貨	1525	■■■不開示部分⑬■■■	

3 未収金	2 3 7	■■■不開示部分⑬■■■
	百万ドル	■■■不開示部分⑬■■■
4 補償金	3 6 4	■■■不開示部分⑬■■■
5 恩給	3 0 6	■■■不開示部分⑬■■■
	(3 3 8)	■■■不開示部分⑬■■■
寄託金	1 1 3	■■■不開示部分⑬■■■
6 民間生保	4 3 8	■■■不開示部分⑬■■■
合計	1 2 8 0 1 百万円	
	3 6 4 百万ドル	①補償金除外
	地金銀現物	■■■不開示部分⑬■■■
	評価額	■■■不開示部分⑬■■■
	1 0 2 0 億円	■■■■■■■

百万円

②補償金含み

■■■不開示部分⑬■■■
■■■不開示部分⑬■■■

①ドル評価額 (1ドル=360円)

韓国請求額

1 0 0 3 百万ドル	日本側試算	外務省試算
(1ドル=15円では	■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■
1 5 億ドル)	■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■

②上記表中 () 内は、36年9月までの利息外書を示す。

f 不開示部分⑭

不開示部分⑭の前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

(付) 韓国請求権に対する大蔵、外務両省案の相違について

問 韓国請求権の金額の算定について大蔵省と外務省の間で著しい相違があるといわれているが、その理由を問う。

御説のような、韓国請求権の金額についての正式の大蔵省案、外務省案といったものは存しない。ただ、事務当局の一部で交渉を進める上での参考として仮に試算したことがあるが、この問題については、なにぶんにも戦後10数年を経過し、またその間に朝鮮動乱により資料を亡失したこともあって正確な事実を把握することが至難である上、更に朝鮮の独立という事実に対する国内法の適用についてどのような解釈で臨むかという極めて困難な問題がある。このように事実関係、法的解釈についてまだ不明な点が多々残された状況で、一応の試算が行われたものであって、この点について了承の間に若干の解釈の相違があったために金額の算定に相違を生じたものである。

しかしながら、これらの試算はあくまで仮の計算にすぎないものであって、政府としては、今後の会談における討議を通じて事実関係の一層の究明や法的解釈の統一を図った上、妥当な金額を見いだして行きたい所存である。

㊟ (備考) 1 大蔵省案、外務省案の相違点について (別紙参照)

大蔵案と外務案の相違は、主として①軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金 (IV (4) 補償金) 及び②恩給 (IV (5)) に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目については両省案の数字にほとんど差はない。両省案の相違点が生じた理由は次のとおりである。

① ■■■不開示部分⑭-1■■■

② ■■■不開示部分⑭-1■■■

2 外務省が総理に提出した資料（37. 2. 7「日韓請求権の今後の進め方について」）中の数字について

■■■不開示部分⑭-2■■■

g 不開示部分⑮

不開示部分⑮は、「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する文書中にあり、「項目」欄、「A案」欄、「B案」欄、「1月10日付け大蔵省試算」欄の具体的内容に相当する部分である。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①関係

通し番号1-16の文書の一部開示部分には、昭和37年3月12日の第1次政治折衝における請求権問題に関する小坂外務大臣の発言要旨があり（乙A186[-81-以下]参照）、また、通し番号1-18の文書の一部開示部分には、昭和37年3月12日から17日までの間に行われた第一次政治折衝における一般請求権問題の討議内容として、小坂外務大臣の発言要旨が記録されているところ（乙A188[-51-]参照）、これらの要旨は、下記のとおりである。

以上によれば、小坂外務大臣の下記見解は、昭和37年当時の日本政府の公式見解であると推認することができる。

記

平和条約第4条の請求権については、全て法律関係と事実関係が明白に立証される必要があり、その立証責任は請求側にある。戦後16年たった今日、また終戦直後の混乱、更には朝鮮動乱という事実を考慮するとき、本件に関し、納得のゆく程度の推定の要素が入ってくることはやむを得ないが、本質的には請求権としては法律関係、事実関係ともに立証されなければならない。

b 不開示部分⑭-1関係

通し番号1-210の文書の一部開示部分には、大蔵省案と外務省案の相違点が生じた理由として、要旨下記のとおり記録されている(乙A342)。

記

韓国側対日請求金額に対する大蔵、外務両省の査定は、大蔵案■■■■不開示部分■■■■、外務案■■■■不開示部分■■■■であるが、その相違は、主として、軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金及び恩給に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また、両省案とも、円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと(韓国側は1ドル15円のレート適用することを主張している。)及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は、次の2点である。

第1点は、朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち、大蔵案においては、朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失、すなわち、平和条約発効時まで認め、それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち、したがって、朝鮮人文官恩給は昭和27年4月で打ち切り、また、平和条約発効後実施された軍人恩給(昭和28年8月1日より復活)、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年4月30日公布)は、朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し、外務案においては、国際先例及び条理に基づき、日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し、日本人に準じ、現行恩給法(軍人恩給を含む。)及び援護法を適用し、該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採って

いる。

相違の第2点は、第2次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に対し、何らかの手当を行うか否かである。すなわち、大蔵案は、実定法上これらの者に対して、いかなる措置を執ることも困難であるとの立場に立っているのに対し、外務案においては大平官房長官の示唆もあり、終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し、引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-6の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

請求権として支払い得るものは十分法的根拠があるものでなければならぬという我が国の立場として、具体的には、上記ア(イ) aで認定した昭和37年当時の日本政府の公式見解と同旨のもの

(イ) 不開示部分②

韓国人個人が預け入れた郵便貯金・振替貯金・郵便為替に関する日本側の主張における具体的な金額等であって、(別紙7)第1の2(1)で説示した金額と同旨のものである可能性が極めて高い。

(ウ) 不開示部分③

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金に関する日本側の主張における韓国人個人の契約者に支払う具体的な金額等であって、(別紙7)第1の2(3)で説示した金額を含むものである可能性が極めて高い。

(エ) 不開示部分④

在韓法人の在日財産返還請求問題に関する日本側の主張における在日財産精算状況に関する具体的な情報に基づく数値であって、(別紙7)

第1の4で説示した資料に記録された数値であって韓国側開示文書で既に公にされているものと同旨のものである可能性が高い。

(オ) 不開示部分⑤

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容

(カ) 不開示部分⑥

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券に係る請求権について日本側の主張における有価証券等に関する具体的な情報に基づく数値

(キ) 不開示部分⑦

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本系通貨に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値

(ク) 不開示部分⑧

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人未収金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値であって、(別紙7)第1の5(3)で説示した金額等と同旨のもの

(ケ) 不開示部分⑨

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人補償金に係る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値であって、(別紙7)第1の5(3)で説示した金額等と同旨のものを含むものである可能性が極めて高い。

(コ) 不開示部分⑩

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する恩給にかかる請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等の具

体的な情報に基づく数値であって、(別紙7)第1の5(5)で説示した金額等と同旨のものを含むものである可能性が極めて高い。

(㉔) 不開示部分⑪

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する帰国韓国人寄託金に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等であって、(別紙7)第1の5(6)で説示した金額等と同旨のものを含むものである可能性が極めて高い。

(㉕) 不開示部分⑫

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本法人への請求(具体的には民間生保への請求)に係る請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等

(㉖) 不開示部分⑬

日韓請求権金額精算金として大蔵省及び外務省が各試算した具体的な情報に基づく数値

(㉗) 不開示部分⑭

a 不開示部分⑭-1

通し番号1-210の文書で開示されている前記ア(イ)bで認定した見解と同旨のもの

b 不開示部分⑭-2

通し番号1-207の文書に記録されている数額(なお、当該数額の一部が通し番号1-69の文書で開示されていることは、(別紙5)通し番号1-207の「第3 当裁判所の判断」を参照。)に関する大蔵省の具体的見解

(㉘) 不開示部分⑮

大蔵省が試算した韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定として、具体的な情報に基づく数値

ウ そうであるとすれば、通し番号 1 - 6 の文書の不開示部分に記録されている上記情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分⑭-1

不開示部分①及び不開示部分⑭-1 に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示によって既に公にされているものと同旨のものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②から不開示部分④まで及び不開示部分⑧から不開示部分⑪まで

不開示部分②から不開示部分④まで及び不開示部分⑧から不開示部分⑪までに記録されている情報は、日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれについての具体的見解等であり、（別紙 7）で説示した金額と同旨のもの等である可能性が極めて高いが、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公

にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

- (ウ) 不開示部分⑤から不開示部分⑦まで、不開示部分⑫、不開示部分⑬、不開示部分⑭-2及び不開示部分⑮

不開示部分⑤から不開示部分⑦まで、不開示部分⑫、不開示部分⑬及び不開示部分⑮に記録されている情報は、日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれについての具体的見解等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

- エ したがって、通し番号1-6の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(以上の説示に反する被告の主張を採用すること

はできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-6の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-6の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-6の文書の不開示部分に記載されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1) 不開示部分①, 不開示部分⑭-1

(2) 不開示部分②から不開示部分⑬まで, 不開示部分⑭-2及び不開示部分⑮

(別紙5) 通し番号1-7

第1 前提事実(各論)

通し番号1-7の文書(文書379)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「韓国国宝古書籍目録, 日本各文庫所蔵」と題する資料(総数114ページ)であり、韓国国宝古書籍目録であり、「著者名」、「書名」、「数量」等が記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-7の文書は、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の内部の検討資料であり、上記文書に記録されている内容は、国交正常化交渉が継続している北朝鮮との間においても問題となり、今後の北朝鮮との国交正常化交渉において交渉の対象となる可能性があるところ、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、文化財問題に関する当時の我が国の関心事項が露見することになり、また、我が国が保有している又は保有していた書籍を北朝鮮が特定し得ることとなるから、今後の日本政府の北朝鮮との交渉において我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-7の文書に記録されている情報は、日本各文書に所蔵されている韓国国宝古書籍の「著者名」、「書名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-7の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国国宝古書籍に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-7の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-7の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-7の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-8

第1 前提事実(各論)

通し番号1-8の文書(文書380)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「韓国国宝古書籍目録(第二次分)」と題する文書(総数159ページ)であり、韓国において国宝に指定された古書の「著者名」、「書名」、「数量」等が記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-8の文書は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、日本政府内部で検討するための資料であるところ、上記文化財問題は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となり、今後の北朝鮮との国交正常化交渉において交渉の対象となる可能性があり、そうなれば日朝国交正常化交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、我が国が保有している又は保有していた書籍を北朝鮮が特定し得ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はな

い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1－8の文書に記録されている情報は、韓国において国宝に指定された古書の「著者名」、 「書名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1－8の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国において国宝に指定された古書に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1－8の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情

の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-8の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-8の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-9

第1 前提事実(各論)

通し番号1-9の文書(文書381)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した日本に所在する韓国国宝美術工芸品に関する文書(総数55ページ)であり、日本に所在する韓国国宝の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-9の文書は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性は無い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1－9の文書に記録されている情報は、日本に所在する韓国国宝の「品名」及び「発見場所」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1－9の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国国宝に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1－9の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1－9の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-9の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-10

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-10の文書(文書382)は、大韓民国駐日代表部が作成した「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」と題する資料(総数13ページ)であり、①日韓請求権協定における韓国側の具体的提案の細目として請求権に関係する具体的な情報及びリスト、②日本国内で朝鮮半島由来の書籍及び工芸品を所有していると思われる団体の名称が記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-10の文書は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について、韓国側が提案した事項の細目であり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、同様の問題が懸案事項として顕在化する可能性が高く、そうなれば同交渉の円滑な実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

通し番号1-10の文書は、韓国政府作成の文書であり、日本の外交交渉に直接関わるものではなく、返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北

朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-10の文書は、大韓民国駐日代表部が作成して日本側に提示した「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」と題する資料（総数13ページ）である。

そして、上記事実に加え、判決本文で説示したとおり、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書（韓国側開示文書）が公開されていることを総合すれば、通し番号1-10の文書は、韓国側開示文書として既に公にされているものと推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-10の文書は、韓国側開示文書により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ウ 以上によれば、通し番号1-10の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の

不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小活

したがって、通し番号1-10の文書に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-10の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-11

第1 前提事実(各論)

通し番号1-11の文書(文書383)は、大韓民国駐日代表部が作成した「返還請求韓国文化財目録」と題する資料であり、韓国側が返還請求していた韓国文化財の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-11の文書は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、これを公にすることにより、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア(ア) 前提事実(各論)によれば、通し番号1-11の文書は、大韓民国駐日代表部が作成して日本側に提示した「返還請求韓国文化財目録」と題する資料である。

そして、上記事実に加え、判決本文で説示したとおり、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることを総合すれば、通し番号1-11の文書は、韓国政府が保有する日韓会談に関する韓国側の文書として既に公にされているものと推認することができる。

(イ) さらに、証拠(乙A186)によれば、昭和37年2月28日に韓国側が日本側に提出した「返還請求韓国文化財目録」と題する文書は、既に全部開示されていると認められる(なお、当該「返還請求韓国文化財目録」が通し番号1-11の文書と同一のものであるかどうかは、被告の上記主張からは必ずしも明確ではないが、その題名等からすると、同一のものである可能性が極めて高いといえる。)

イ そうであるとすれば、通し番号1-11の文書は、韓国側開示文書として既に公にされているものと推認されるものである(なお、上記ア(イ)のとおり、日本においても通し番号1-11の文書と同一の題名である韓国側提出文書が既に開示されている。)から、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ウ 以上によれば、通し番号1-11の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確

保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小活

したがって、通し番号1-11の文書に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-11の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-12

第1 前提事実(各論)

通し番号1-12の文書(文書384)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録」と題する文書(総数6ページ)であり、伊藤博文が収集し、東京博物館に保管されている韓国高麗陶磁器の「品名」等の情報が目録形式で記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-12の文書は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、これを公にすることにより、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-12の文書に記録されている情報は、伊藤博文が収集し、東京博物館に保管されている韓国高麗陶磁器の「品名」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-12の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国高麗陶磁器（伊藤博文が収集し、その当時東京博物館で保管中であつたもの）に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-12の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-12の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-12の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-13

第1 前提事実(各論)

通し番号1-13の文書(文書385)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「河合文庫中官府記録目録」と題する文書(総数9ページ)であり、韓国において収集され、京都大学附属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等の情報が目録形式で記録されている。

(甲6)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-13の文書は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、これを公にすることにより、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実(各論)によれば、通し番号1-13の文書に記録されている

情報は、韓国において収集され、京都大学附属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-13の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する韓国古書籍（その当時京都大学附属図書館で保管中であったもの）に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-13の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-13の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-13の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-13-2

通し番号1-13-2の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については、(別紙5) 通し番号2-3で併せて説示する。

(別紙5) 通し番号1-14

第1 前提事実(各論)

通し番号1-14の文書(文書453)は、外務省北東アジア課が作成した昭和39年7月16日から同年8月27日までの間に行われた日韓会談首席代表非公式会合の第11回会合から第15回会合までの各記録である。

このうち不開示部分は、20ページ(-20-)の5行目からの約3行分であり、同年7月23日に行われた第12回非公式会合において後宮アジア局長が国費留学生の各国割当に関して述べた見解が具体的に記録されている。

(乙A184)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-14の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の国費留学生の各国割当に関する見解(しかも、これは、非公式会合であるという前提の下でアジア局長が述べた率直な見解でもある。)が露見し、この点に係る国の施策・方針決定の経過又は過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、

不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A184)によれば、通し番号1-14の文書の不開示部分は、昭和39年7月23日付け「日韓会談首席代表第12回非公式会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

4. 議事要旨

(11) 李参事官より、国費留学生の問題について尋ねたのに対し、後宮局長より、■■■不開示部分■■■もう少し待つて欲しいと述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-14の文書の不開示部分に記載されている情報は、韓国側から国費留学生の問題を尋ねられたのに対し、日本側の後宮局長が国費留学生の各国割当に関して述べた見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-14の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和39年当時の国費留学生の各国割当に関する見解であるから、当時の国際情勢や日本の財政状況・政治体制等を前提にしたものといわざるを得ないこと等に照らすと、仮に日朝国交正常化交渉において当該事項が協議され得るものであったとしても、それから既に40年以上経過しており、その間に国際情勢や日本の財政状況・政治体制等は著しく

変化していること、上記見解が表明された日韓会談首席代表会合は非公式に開催されたものであるが、上記見解部分以外の双方の発言要旨は通し番号1-14の文書の一部開示により既に公にされていること等、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する現在の日本政府の施策・方針決定の経過又は過程等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-14の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-14の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-14の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-15

第1 前提事実(各論)

通し番号1-15の文書(文書525)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年4月1日付け「日韓会談重要資料集」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の過程等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 52ページ(51-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)の約7行分(以下「不開示部分①」という。)

これには、大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表が記録されている。

- ② 55ページ(54-)の下から6行目の約半行分(以下「不開示部分②」という。)

これには、「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」の一項目の具体的内容及び金額が記録されている。

(乙A185, 乙A274)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号1-15の文書の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的数値及び具体的な請求権の内容及びその金額であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば、当時、我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり、未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、わが国

政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する再反論

通し番号1-15の文書が他の文書と比較した場合において、その周辺部分の体裁が類似しているとしても、その記載内容が同一であるとは限らず、また、韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。

そもそも、個々の文書の価値や重要性は、それぞれ当該文書を保有する各国政府ごとに判断されるものであり、他国が開示した文書であっても、日本政府に係る文書を開示することには、独自の意味あいを持ちうる。とりわけ、仮に、原告らが主張するように、当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても、我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば、同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずであるし、不開示部分①には不開示部分②と異なる情報が記録されている以上、上記(1)のとおり不開示情報に該当することは明らかである。

2 原告らの主張の要旨

- (1) ㉞ 通し番号1-15の文書の55枚目約1行分及び通し番号1-170の文書の17枚目約1行分（乙A311）は、「AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953」との表題がついた文書中の「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目であり、㉟ 既に韓国で開示されている日韓会談関連文書中に存在する「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書（甲143の8の1, 2枚目）には、「韓国側が日

本語で作成してAide-Memoireと題目をつけた“メモ”形式の文書を3度にわたって日本側に提示したと記載されており、その原本が韓国側で発見できなかったのも、その写本（原本は、韓国側が作成した文書であるから、手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている）を日本から受け取った」との記載があるところ、② 韓国で開示された文書（日本側から受け取った写本）、通し番号1-15の文書の不開示部分を含む文書（甲143の9）及び通し番号1-170の文書の不開示部分を含む文書（甲143の10）を対照すれば同一の内容となっていることに照らすと、これらの文書が全く同一の文書であることが明白である。

以上によれば、通し番号1-15の文書の不開示部分②には、「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）」と記録されていることが明らかであり、これは既に公開されている情報（甲143の8の7枚目下段）であるといわざるを得ない。

- (2) 被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 通し番号1-15の文書の不開示部分は、次のとおりである（乙A2

74)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「わが方の対韓請求額についての大蔵省試算」と題する書面部分(約7行分)であり、全部不開示である。

b 通し番号1-15の文書の不開示部分②は、「第2次会談における韓国側の請求項目」と題する部分の「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th May, 1953」中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

3. 諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

Aの部

●●●●●●注文品代金前渡金	6, 187, 067円
●●●●●●	2, 207, 088 "
●●●●●●	801, 016 "
●●●●●●	132, 603 "
●●●●●●	282, 806 "
●●●●●●	841, 745 "

Bの部

在外日本軍部機関の供託金等	1, 933, 193円
麻薬代金未収金(日本厚生省外)	12, 985, 725 "
交通部運賃乗車券代その他未収金	31, 980, 386 "
林産物供出代金未収金	5, 965, 627 "
●●●●●●未収金	53, 995, 432 "
●●●●●●関係未収金	88, 910 "
●●●●●●工事前渡金	255, 542 "

(中略)

D の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

1. 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■■不開示部分■■■■に関する件
2. 第3国所在の韓国人（法人を含む）財産回収又は補償方法に関する件
- 3 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

509,461,246円

（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号3-17の文書の一部開示部分には、日本の対韓要求額に関して次の表等が記録されている（乙A55[-128-]）。

第4表 韓国政府の対日要求額と日本の対韓要求額

朝鮮に対する日本の請求権	
一 朝鮮における日本の投資	
A 工場及び機構（朝鮮におけるこの種機構の払込資本の90.73%に相当する）	2,207,720,276円
B 金融及び銀行等（朝鮮における総銀行資本の88.8%に相当する）	441,691,467円
C 商業組織等（朝鮮における総商業投資の73.7%に相当する）	603,157,115円
D 漁業、鉱業並びにその他原始産業（朝鮮におけるこの種投資の93.5%に相当する）	597,171,031円
(1) 1エーカーの評価227円の高地318,997エーカー	7,265,773円
(2) 1エーカーの評価65.1円の水田7	48,674,199円

45,790エーカー	
(3) 1エーカーの評価41.2円の市街地	532,722円
12,899エーカー	
(4) 森林地578,546エーカー	1,178,665円
二 朝鮮に残された日本人の所有の住宅と船舶	
A 各戸約2万円として約20万戸の在朝日本人所有住宅	4,000,000,000円
B 各種船舶	1,000,000,000円
総 計	8,889,399,420円

(ウ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書（当該文書は、そもそも1953年（昭和28年）当時、韓国側が日本側に提示した文書であるが、1961年（昭和36年）3月頃、韓国側に原本が存在しなかったことから、韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）があるところ、当該文書には、要旨下記のとおり記載されている（甲143の8,144 [7ページ]）。

記

3. 諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

Aの部

朝鮮電業株式会社注文品代金前渡金	6,187,067円
京城電気株式会社	2,207,088円
南朝電気株式会社	801,016円
西鮮合同電気株式会社	132,603円
農地開発営団	282,806円
馬事会種馬代金前渡金	841,745円

Bの部

在外日本軍部機関の供託金等	1, 933, 193円
麻薬代金未収金（日本厚生省外）	12, 985, 725円
交通部運賃乗券その他未収金	31, 980, 386円
林産物供出代金未収金	5, 965, 627円
朝鮮食料営団未収金	53, 995, 432円
水利組合連合会関係未収金	88, 910円
農地開発営団工事前渡金	255, 542円

(中略)

Dの部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）に関する件
- 二 第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件
- 三 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り貸金

509, 461, 246円

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-15の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表

(イ) 不開示部分②

「（日本恩給局によれば約5億円）」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号1-15の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの

(情報公開法5条3号)に当たるかどうか及び裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無については、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

a 不開示部分①に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的試算額であり、これに別紙7記載の日本側の試算額を含んでいる可能性もないわけではないが、本件全証拠によっても、当該情報に係る試算額と別紙7記載の日本側の試算額が同一時期に検討されたものであることを的確に認める証拠がない上、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがって、不開示部分①に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

b そこで、通し番号1-15の文書の不開示部分①に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認

められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記載されている情報は、日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号1-15の文書の不開示部分①に記載されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-15の文書の不開示部分に記載されている情報に係るもののうち、不開示部分②に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分①に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-16

第1 前提事実(各論)

通し番号1-16の文書(文書526)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年7月1日付け「日韓会談重要資料集(続)」と題する内部文書であって、日韓会談において提出された資料集であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、90ページ(89に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、1945年(昭和20年)8月時点で朝鮮半島において有していた日本国政府の在外資産の具体的内容及び金額が一覧表として記録されている。

(乙A186)

1 被告の主張の要旨

通し番号1-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額が明らかになり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、ひいては、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-16の文書の不開示部分は、「資料続31. 1945年(昭和20年)8月現在在朝鮮本邦在外資産」と題する文書であり、全部不開示である。なお、通し番号1-16の文書は、昭和35年4月1日付けで「日韓会談重要資料集」が作成された後、新たに作成、提出された資料や今日になって掲載した方が適当と思われるに至った資料を収録したものである(乙A186)。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、日本政府が1961年(昭和36年)11月に米国から入手した1945年(昭和20年)8月現在の在韓日本財産目録として下記の一覧表がある(乙A108[1-240])。

記

	総 額	南 朝 鮮	北 朝 鮮
総 額	5,246,495,036	2,275,535,422	2,970,959,614
国 有	998,226,680	449,202,006	549,024,674
法人所有	3,544,068,356	1,333,393,416	2,210,674,940
個人所有	704,200,000	492,940,000	211,260,000

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-16の文書の不開示部分には、1945年（昭和20年）8月時点で朝鮮半島において有していた日本国政府の在外資産の具体的内容及び金額が一覧表として記録されているところ、通し番号1-69の文書に掲げられた上記ア(イ)で認定した一覧表は、その入手時期、文書の表題、文書の内容（特に基準時点）等に照らすと、通し番号1-16の文書の不開示部分中の上記一覧表と同一のものであると推認することができる。

したがって、通し番号1-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記ア(イ)で認定した一覧表と同一であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

エ 以上によれば、通し番号1-16の文書の不開示部分に記録されている

情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-16の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-16の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。